

三川町障害者計画（第6期）

令和8年3月
三川町

はじめに



本町ではこれまで、「共に支え合い、すべての人が自分らしく暮らせる、やさしいまちへ」を基本理念に掲げ、障害のある方の自立と社会参加の促進に取り組んでまいりました。一方で、社会情勢の変化に伴い、少子高齢化の進行や人口減少、家族形態の変容等を背景として、地域のつながりの希薄化や福祉課題の複雑化・多様化が進んでいます。また、障害のある方を取り巻く環境においては、理解不足や偏見、災害時の不安、サービス基盤や移動手段の不足など、依然として解決すべき課題が存在しています。

本町ではこのような状況を踏まえ、これまでの施策の方向性を継承しつつ、国の障害者施策の動向や本町の実情を勘案し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりを一層推進するため、「三川町障害者計画（第6期）」を策定いたしました。

本計画では、相談支援体制の強化と関係機関との連携強化、障害福祉サービスや地域生活支援の充実、保健・医療・福祉の一体的な支援の推進に加え、災害時の避難支援体制の整備や差別解消・権利擁護の推進など、地域生活を支える基盤の強化に取り組んでまいります。また、療育や教育、就労支援などの充実を図り、障害のある方の自立と社会参加をさらに促進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました三川町障害者計画及び障害福祉計画等委員会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆さま、関係機関の皆さまに対し、心より御礼申し上げます。

令和8年3月

三川町長 阿部 誠

目 次

第1章	計画の概要	
1	計画の背景・趣旨	1
2	計画に係る法令根拠	1
3	計画の期間	2
4	計画の位置づけ	2
第2章	障害者の現状	
1	障害のある人の状況	3
2	身体障害のある人の状況	4
3	知的障害のある人の状況	6
4	精神障害のある人の状況	7
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	8
2	計画の基本目標	8
3	計画の体系	9
第4章	障害福祉施策の基本目標及び重点目標	
1	安心して暮らせる生活環境づくり	
	(1) 共に生きる、共に暮らす地域社会実現の啓発	10
	(2) 総合的な相談支援・情報提供の充実	12
	(3) 障害福祉サービス等の充実	14
	(4) 保健・医療・福祉の充実	16
	(5) 生活環境の整備	18
	(6) 緊急時・災害時等における安全の確保	20
	(7) 差別解消・権利擁護・虐待防止の推進	22
2	自立と社会参加の促進	
	(1) 療育の充実	24
	(2) 教育の充実	26
	(3) 雇用・就労の促進	27
	(4) スポーツ・レクリエーション活動等の促進	28
	(5) 障害者団体等への支援と連携強化	29
第5章	計画の達成状況の点検及び評価	30

参考資料

アンケート調査の実施結果について	32
三川町障害者計画・障害福祉計画等委員会委員名簿	43

第1章 計画の概要

1 計画の背景・趣旨

本町では、令和3年度に策定した「三川町障害者計画（第5期）」（以下「障害者計画」という。）に沿い、「共に支え合い、すべての人が自分らしく暮らせる、やさしいまちへ」を基本理念とし、障害福祉施策の推進に取り組んできました。

この間、国の「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき、社会におけるさまざまな活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための、基本的な施策の方向性が示されたところです。

一方で、地域社会においては、少子高齢化による人口減少が急激に進行する中、世帯構成や暮らし、生活の多様化などにより、家族や地域住民同士のつながりが希薄化するとともに、福祉的課題が複雑化してきています。

現行の障害者計画は令和7年度が計画最終年度となることから、現行計画を見直し、国における障害福祉施策の進展と法制度改革、本町の現状や課題等を踏まえ、「三川町障害者計画（第6期）」を策定するものです。

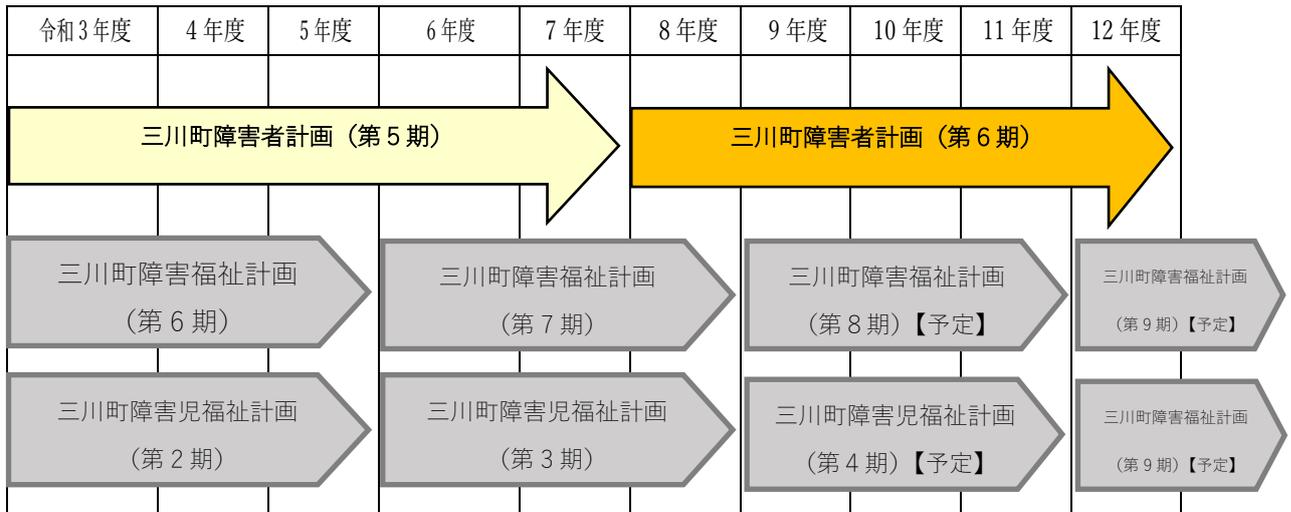
なお、令和5年度に策定した「三川町障害福祉計画（第7期）」及び「三川町障害児福祉計画（第3期）」については、令和8年度が計画最終年度となるため、同年度に新たな計画を策定する予定です。

2 計画に係る法令根拠

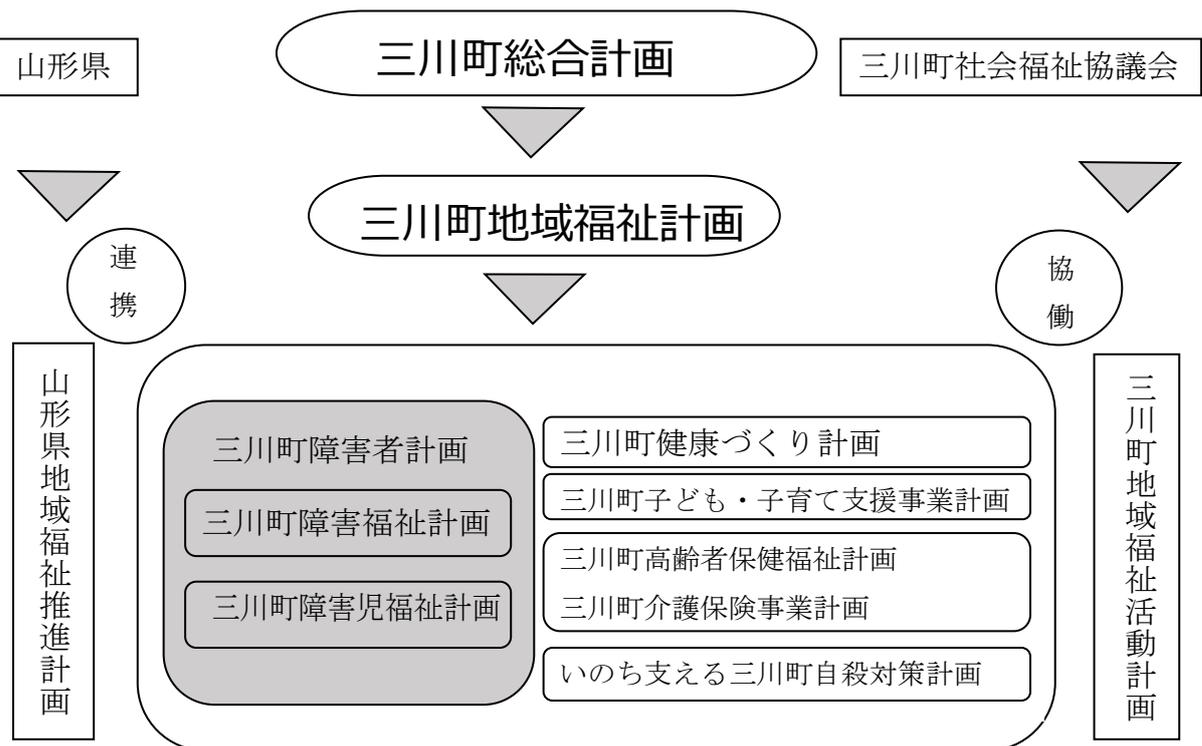
- (1) 障害者計画・・・障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定めるものです。
- (2) 障害福祉計画・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」（以下「障害福祉計画」という。）であり、具体的なサービスやその目標値等を定めるものです。
- (3) 障害児福祉計画・・・児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障害児福祉計画」であり、具体的なサービスやその目標値等を定めるものです。

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



4 計画の位置づけ



第2章 障害者の現状

1 障害のある人の状況

<障害者手帳を所持している人>

本町における障害者手帳を所持している人は、令和2年度末との比較でみると、身体障害は3人、精神障害は1人減少し、知的障害は15人増加しており、ほとんどの人が在宅で生活しています。

(単位：人)

		令和3年3月31日時点			令和7年9月30日時点		
		在宅者	施設入所者 (介護施設除く)	総数	在宅者	施設入所者 (介護施設除く)	総数
身体障害	18歳未満	3	0	3	4	0	4
	18～64歳	274	2	276	54	3	57
	65歳以上				213	2	215
	計	277	2	279	271	5	276
知的障害	18歳未満	6	0	6	17	0	17
	18～64歳	42	4	46	36	2	38
	65歳以上				10	2	12
	計	48	4	52	63	4	67
精神障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	33	0	33	23	0	23
	65歳以上				9	0	9
	計	33	0	33	32	0	32
合計	18歳未満	9	0	9	21	0	21
	18～64歳	349	6	355	113	5	118
	65歳以上				232	4	236
	計	358	6	364	366	9	375

※重複する方もいることから、延べ人数となります。

資料：健康福祉課福祉介護支援係

2 身体障害のある人の状況

町民全体に占める身体障害のある人の割合は、3～4%台で推移しています。

また、障害種別で見ると、令和7年9月30日時点において、肢体不自由が139人で全体の50.4%、ついで心臓や腎臓などの内部障害が86人で全体の31.2%を占めています。ここ5年間で内部障害が増えてきており、生活習慣病による心臓病、腎臓病などが要因の一つと考えられます。

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	身体障害児	身体障害者	合計	全町民に占める身体障害のある人の割合
平成28年 3月31日時点	7(2.2%)	314(97.8%)	321(100%)	4.15%
令和3年 3月31日時点	3(1.1%)	276(98.9%)	279(100%)	3.37%
令和7年 9月30日時点	4(1.4%)	272(98.6%)	276(100%)	—

資料：健康福祉課福祉介護支援係

(2) 障害種別・年代別の状況

(単位：人)

		視覚	聴覚	音声言語	肢体	内部	合計
平成28年 3月31日時点	18歳未満	0	3	0	4	0	7
	18～64歳	3	5	0	43	15	66
	65歳以上	13	27	4	137	67	248
	計	16	35	4	184	82	321
令和3年 3月31日時点	18歳未満	0	0	0	3	0	3
	18～64歳	0	4	0	41	12	57
	65歳以上	14	25	2	112	66	219
	計	14	29	2	156	78	279
令和7年 9月30日時点	18歳未満	0	0	0	4	0	4
	18～64歳	0	2	1	40	14	57
	65歳以上	12	32	4	95	72	215
	計	12	34	5	139	86	276

資料：健康福祉課福祉介護支援係

(3) 障害等級別の推移

(単位：人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成28年 3月31日時点		105	30	44	72	36	34	321
		32.7%	9.4%	13.7%	22.4%	11.2%	10.6%	100%
令和3年 3月31日時点		89	34	32	63	28	33	279
		31.9%	12.2%	11.5%	22.6%	10.0%	11.8%	100%
令和7年 9月30日時点		101	28	29	60	25	33	276
		36.6%	10.1%	10.5%	21.7%	9.1%	12.0%	100%

資料：健康福祉課福祉介護支援係

3 知的障害のある人の状況

(1) 療育手帳所持者数の推移

本町の知的障害のある人は、ここ近年増加傾向にあります。

(単位：人)

	知的障害児	知的障害者	合計	全町民に占める 知的障害のある 人の割合
平成 28 年 3 月 31 日時点	5	31	36	0.47%
令和 3 年 3 月 31 日時点	6	46	52	0.63%
令和 7 年 9 月 30 日時点	17	50	67	—

資料：健康福祉課福祉介護支援係

(2) 障害種別・年代別の状況、推移

(単位：人)

		療育A	療育B	合計
3 平成 月 28 31 年 日 時 時 点	18 歳未満	3	2	5
	18～64 歳	10	19	29
	65 歳以上	1	1	2
	計	14	22	36
3 令和 月 3 31 年 日 時 時 点	18 歳未満	3	4	7
	18～64 歳	13	22	35
	65 歳以上	2	8	10
	計	18	34	52
9 令和 月 7 30 年 日 時 時 点	18 歳未満	6	11	17
	18～64 歳	14	24	38
	65 歳以上	3	9	12
	計	23	44	67

資料：健康福祉課福祉介護支援係

4 精神障害のある人の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、近年横ばいで推移しています。

(単位：人)

	1級	2級	3級	合計	全町民に占める精神障害のある人の割合
平成28年 3月31日時点	5	17	8	30	0.39%
令和3年 3月31日時点	6	15	12	33	0.40%
令和7年 9月30日時点	2	16	14	32	—

資料：健康福祉課福祉介護支援係

(2) 障害種別・年代別の状況、推移

(単位：人)

		1級	2級	3級	合計
3月31日 平成28年 時点	18歳未満	0	0	0	0
	18～64歳	3	13	8	24
	65歳以上	2	4	0	6
	計	5	17	8	30
3月31日 令和3年 時点	18歳未満	0	0	0	0
	18～64歳	2	9	9	20
	65歳以上	4	6	3	13
	計	6	15	12	33
9月30日 令和7年 時点	18歳未満	0	0	1	1
	18～64歳	1	13	8	22
	65歳以上	1	3	5	9
	計	2	16	14	32

資料：健康福祉課福祉介護支援係

(3) 自立支援医療費受給者証所持者数（精神通院医療）

(単位：人)

	自立支援医療費受給者証所持者数	全町民に占める受給者の人の割合
平成28年3月31日時点	62	0.80%
令和3年3月31日時点	72	0.87%
令和7年9月30日時点	90	—

資料：健康福祉課福祉介護支援係

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

共に支え合い、すべての人が自分らしく暮らせる、やさしいまちへ

私たちが暮らすこの地域には、子どもから高齢者、障害のある人など、さまざまな人が生活しています。生涯にわたり、この住み慣れた地域において、一人ひとりの人権が守られ、個人として尊重されるとともに、障害の有無等によって分け隔てられることなく、共に支え合いながら自分らしく暮らすことのできる生活環境の構築を目指します。あわせて、障害のある人の自立と社会参加の実現に向け、施策の一層の充実を図ります。

2 計画の基本目標

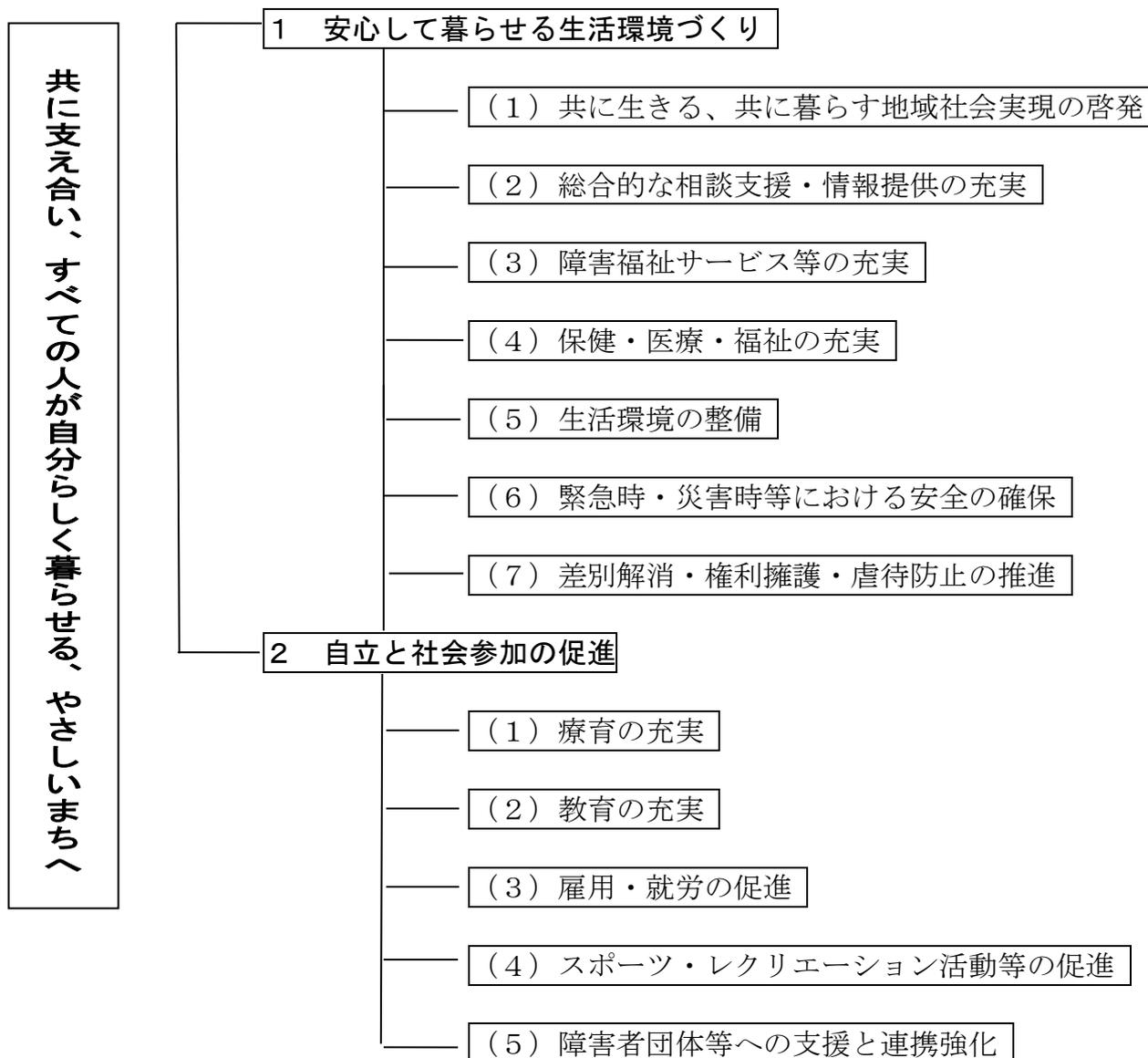
- (1) 安心して暮らせる生活環境づくり
- (2) 自立と社会参加の促進

3 計画の体系

《基本理念》

《基本目標》

《重点目標》



第4章 障害福祉施策の基本目標及び重点目標

《基本目標》

1 安心して暮らせる生活環境づくり

《重点目標》

- (1) 共に生きる、共に暮らす地域社会実現の啓発
- (2) 総合的な相談支援・情報提供の充実
- (3) 障害福祉サービス等の充実
- (4) 保健・医療・福祉の充実
- (5) 生活環境の整備
- (6) 緊急時・災害時等における安全の確保
- (7) 差別解消・権利擁護・虐待防止の推進

(1) 共に生きる、共に暮らす地域社会実現の啓発

<現状と課題>

障害のある人を取り巻く環境は、法制度の整備により着実に前進しているものの、日常生活の中では依然として理解不足や無意識の偏見が見られる場面もあります。

町では、障害者基本法に定められている「全ての国民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目指し、これまで広報紙やチラシ等を活用した啓発活動を行ってきました。

また、各学校においては、特別支援学級（※1）と通常学級の児童・生徒による相互交流学習が実施され、社会福祉への理解と関心の醸成が図られています。

今後も、町や社会福祉協議会、学校、障害者団体等が連携し、それぞれの立場から継続的かつ多様な啓発活動を展開することにより、障害のある人への理解を一層深めていく必要があります。

※1 特別支援学級

比較的障害の程度が軽い児童・生徒を対象として、小・中学校において障害の種類に応じて設置される少人数（上限8人）の学級です。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害等に対応する特別支援学級があります。本町では、すべての小・中学校に設置しています（令和7年度時点）。

<具体的な施策>

ア 包括的ネットワークの構築

町内会や民生児童委員と連携しながら、関係機関との情報共有を図り、障害のある人やその家族等が、必要な支援を適切に受けられる体制づくりに努めます。

イ 広報紙等による障害のある人への理解の普及啓発

町や社会福祉協議会が発行する広報紙やチラシ、町ホームページ等を活用するとともに、障害者団体等との連携を図りながら、合理的配慮の考え方を含めた障害理解の普及啓発活動を推進します。

ウ 学校教育における福祉教育の推進

インクルーシブ教育システム（※2）の理念のもと、引き続き学齢期からの福祉教育の推進に努め、障害の有無にかかわらず共に学び合う環境づくりを支援します。

エ 交流の促進による障害のある人への理解の普及啓発

障害福祉サービス事業所や特別支援学校等が行う地域交流事業への積極的な参加を町民等に呼びかけ、相互理解を深める取り組みを推進します。

※2 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重を基本とし、障害のある者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを目的として、障害のある者とない者が共に学ぶ仕組みをいいます。

(2) 総合的な相談支援・情報提供の充実

<現状と課題>

障害のある人やその家族が安心して地域生活を送るためには、身近で継続的な相談支援体制の整備が不可欠です。相談内容は年々多様化・複雑化しており、福祉分野にとどまらず、医療、介護、就労、権利擁護など幅広い分野にわたる対応が求められています。

本町では、民生児童委員による地域での見守り活動を通じ、支援が必要な方の把握に努めるとともに、その情報を活用し、関係機関と連携した支援を行っています。また、障害福祉サービス事業所等と連携し、障害のある人やその家族に対する専門的な相談支援を実施しています。さらに、相談者の利便性向上を図るため、障害者（身体・知的）相談員を設置し、身近な相談体制の確保に努めています。

障害福祉分野にとどまらず、介護保険制度の活用や養護老人ホームへの入所、生活保護制度、権利擁護（※3）制度の利用など、複数制度にまたがる支援が必要となる場合には、町や地域包括支援センター、庄内総合支庁等が連携し対応しています。今後も関係機関の連携を一層強化し、的確な情報提供と総合的な相談支援を継続していく必要があります。

また、令和4年5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」及び令和7年6月に施行された「手話に関する施策の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある人が必要な情報を円滑に取得し、意思疎通を図ることができる環境整備が重要となっています。特に、手話が言語であるとの認識のもと、手話を必要とする人への意思疎通支援の充実が求められています。

※3 権利擁護

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用に関する相談や助言、各種手続や支払い、財産管理等の支援を行うことにより、本人の権利や利益を守ることをいいます。

<具体的な施策>

ア きめ細かな相談支援・情報提供の推進

障害のある人一人ひとりの状況やニーズに応じた支援が行えるよう、地域包括支援センター、庄内総合支庁、庄内保健所、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連携を一層強化し、総合的かつ一体的な支援体制の充実を図ります。

障害者手帳の交付時などの機会を活用し、制度やサービス内容をまとめたパンフレット等を配布するなど、適切な情報提供に努めます。また、やさしい日本語による分かりやすい資料の作成や、対面・電話・文書等の多様な手段による情報提供を行い、必要な情報が確実に伝わるよう努めます。

イ 相談支援事業の充実

相談支援事業所と連携し、個々の状況に応じた相談体制の強化を図るとともに、障害者（身体・知的）相談員による相談支援事業についても、広報紙等を通じた周知を行い、利用しやすい環境づくりに努めます。

地域包括支援センター、教育機関、医療機関など各種相談機関との連携や情報交換を推進するとともに、研修機会の確保により相談員等関係職員の資質向上を図り、相談支援体制の充実に努めます。

ウ 意思疎通支援の推進

行政手続や相談支援の場面において、障害のある人が円滑に情報を取得し、意思表示ができる環境づくりに努めます。

手話が言語であるとの認識のもと、手話通訳者の派遣等の意思疎通支援体制の充実を図ります。

(3) 障害福祉サービス等の充実

<現状と課題>

障害者福祉に関するサービスは、大きく「障害福祉サービス」「地域生活支援事業」「在宅福祉サービス」に区分され、それぞれが障害のある人の地域生活を支える重要な役割を担っています。

本町では、障害のある人の多くが近隣市町の事業所に通所し、サービスを利用しているのが現状です。利用者からは、交通面の負担軽減の観点から町内への障害福祉サービス事業所の設置を望む声も寄せられています。

現在、町内には、多機能型事業所はんどめいど糸蔵楽（生活介護・就労継続支援B型）、社会福祉法人けやき（居宅介護・重度訪問介護）、医療法人社団愛陽会によるハイツ平島（指定共同生活援助）、多機能型事業所じょんぶ（就労移行支援・就労継続支援B型）、放課後等デイサービスハーモニー（放課後等デイサービス）といった事業所がありますが、利用ニーズの多様化や重度化・高齢化の進展を踏まえると、体制は必ずしも十分とは言えません。今後も、町内外の事業所との連携を図りながら、サービス基盤の充実に努める必要があります。

また、「地域生活支援事業」として実施している、「日常生活用具給付等事業」や「日中一時支援事業」などは、在宅生活を支える重要な施策です。さらに、「在宅福祉サービス」として実施している、「おむつ支給事業」や「福祉タクシー事業」などは、介護負担の軽減や外出支援に寄与しています。今後も、障害のある人の状況やニーズの変化を踏まえながら、サービス内容の充実にに向けた検討が求められています。

＜具体的な施策＞

ア 適切なサービスの提供

相談支援事業所と連携し、障害のある人一人ひとりの状況やニーズを的確に把握したうえで、適切なサービス利用につなげます。また、施設等の社会資源（※4）の情報を共有し、広域的な視点も含めた活用を図るとともに、サービスの質の向上に努めます。

イ 在宅サービス等の充実

地域で生活する障害のある人を支援するため、地域生活支援拠点等（※5）の整備を進め、緊急時の対応や相談支援体制の充実を図ります。

地域生活支援事業については、障害のある人の状況に応じて「日常生活用具給付等事業」や「移動支援事業（※6）」などを適切に実施し、地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。

ウ 民間事業者の事業所進出の促進

障害のある人の地域生活における安全性と利便性の向上を図るため、町内における事業所設置の可能性について、情報提供や相談対応を行うとともに、町内外の民間事業者との連携を図り、広域的なサービス利用の充実に努めます。

※4 社会資源

利用者がニーズを充足し、または課題を解決するために活用される各種の制度、施設、機関、設備、資金、情報、団体、及び個人の有する知識や技術等を総称していいます。

※5 地域生活支援拠点等

障害者・児の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備し、障害者・児の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいいます。

※6 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対し外出の支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る事業をいいます。本町に登録した事業所の訪問介護員等が移動の介助を行います。

(4) 保健・医療・福祉の充実

<現状と課題>

本町では、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病に起因して、後天的に障害を持つようになった方が少なくなく、疾病の予防と早期発見は重要な課題となっています。健康づくりの取り組みを継続的に推進し、障害につながる疾病の発症予防を図ることが求められています。

また、平成25年度の障害者総合支援法改正により、難病等が障害福祉サービスの対象となったことを踏まえ、本町においても難病患者等に対する相談体制の充実に努めてきました。今後も引き続き、関係機関と連携しながら適切な支援を行う必要があります。

こころの健康に関しては、人間関係やストレス等を背景とするうつ病などの精神疾患が社会的な課題となっており、本町においても重要な課題と捉えています。自己の健康管理の重要性を啓発するとともに、自殺予防の観点から、心のサポーター（ゲートキーパー）（※7）の養成など、地域・職場・家庭が連携し、社会全体で見守り・支援する体制づくりが求められています。

さらに、乳幼児に対しては、出生時からの生活習慣の確立と異常の早期発見を目的として、各種健康診査や健康教育、相談指導等を実施しています。今後も保育園・幼稚園や医療機関等との連携を図りながら、障害のある子どもの早期発見と早期療育（※8）につなげる取り組みを推進していく必要があります。

このように、障害の原因は多様であるものの、後天的な身体障害や精神障害の中には予防可能なものもあります。今後も健康診断等による疾病の早期発見と、生活習慣病予防や適切な療養につなげるための健康相談・健康教育を継続していく必要があります。

※7 心のサポーター（ゲートキーパー）

うつ病や自殺に関する基礎的な知識を有し、地域や職場等において身近な人の心身の不調に気づき、必要に応じて専門の相談機関につなぐ役割が期待される人材をいいます。

※8 療育

発達に特性のある児童が社会的に自立することを目的として、医療、訓練、教育、福祉等の専門的支援を総合的に行うことをいいます。なお、この用語は高木憲次博士により用いられ、「療育とは、医療、訓練、教育、福祉など現代の科学を総動員して、その児童が持つ発達能力をできるだけ有効に育て上げ、自立に向かって育成することである」と定義されています。

<具体的な施策>

ア 生活習慣病の予防と疾病の早期発見

各種健康診査や保健指導、健康教育等を通じて、生活習慣病の予防と疾病の早期発見に努めます。脳血管疾患や糖尿病等、障害につながる可能性のある疾病については、重症化予防の観点も踏まえた支援を行います。

イ 医療機関等との連携

疾病や障害の早期発見後、適切な療育やリハビリテーションにつなげられるよう、医療機関等との連携を図ります。また、関係機関との情報共有を通じ、継続的な支援体制の確保に努めます。

ウ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。関係機関の役割分担を明確にし、連携体制の強化に努めます。

エ 医療的ケア児への支援

医療的ケア児については、地域において包括的な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関との連携を図り、切れ目のない支援体制の確保に努めます。

オ こころの健康づくりの推進

こころの健康づくりの重要性や、うつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発に努め、町民自らの健康づくり活動を促進します。また、うつ病等の早期発見・早期対応を図るため、心身の不調に気づき、適切な相談機関につなぐ心のサポーター（ゲートキーパー）研修会を実施するなど、地域全体で見守り・支援する体制づくりを推進します。

カ 発達障害の疑いのある子どもの把握とその家族に対する支援

乳幼児健診等を通じて発達障害の疑いのある子どもの早期発見に努めるとともに、関係機関と連携しながら、家族に対する相談指導や情報提供を行い、適切な支援につなげます。

キ 医療費助成の周知

自立支援医療費助成（更生医療・育成医療・精神通院医療）や重度身体障害者医療費助成等について、ホームページや広報紙等を活用し、制度内容の周知に努めます。

(5) 生活環境の整備

<現状と課題>

障害のある人が地域で快適に生活するためには、公共施設や道路等の安全性・利便性の向上が重要です。これらの整備は、障害のある人にとってだけでなく、子どもや高齢者をはじめ、町民の誰もが安心して暮らすことができる環境づくりにつながります。

アンケート結果では、「外出するときに困っていること」として、「道路に階段や段差が多い」「外出先の建物の設備が不便」と回答した方が20.6%、「公共交通機関が少ない」「バスやタクシーの乗り降りが困難」と回答した方が28.2%となっており、移動環境や交通手段の確保が引き続き課題となっています。

本町では、スーパーや公共施設において障害のある人や高齢者等専用の駐車スペースの設置が進められているほか、公共施設や事業所等において玄関スロープやオストメイト(※9)対応設備を備えた身体障害者用トイレの整備が行われるなど、障害のある人に配慮した生活環境の整備が進められています。また、幅の広い歩道の整備に加え、近年は冬季間の歩道除雪にも取り組むなど、生活上の利便性向上が図られています。

このように公共施設や道路等のバリアフリー化は着実に進められてきていますが、アンケート結果も踏まえ、住宅機能の向上や交通環境の確保など、障害のある人のニーズに応じた生活環境整備を引き続き進めていく必要があります。

※9 オストメイト

がんや事故などにより消化管や尿管の機能に障害が生じたため、腹部等に排泄のための開口部(ストーマ〔人工肛門・人工膀胱])を造設している人をいいます。人工肛門保有者または人工膀胱保有者とも呼ばれます。

<具体的な施策>

ア 障害のある人の視点に立った生活基盤の整備

歩道の整備や建物の段差解消、身体障害者用トイレの設置など、安全性と利便性に配慮した生活環境の整備を関係課と連携しながら推進します。

「住宅改修費」等の福祉サービスについて周知を図り、障害のある人の生活環境の改善を促進します。また、住まいづくり支援事業を活用し、居室や移動経路の段差解消や手すり設置など、地域生活支援事業等に該当しない方への支援を実施します。

福祉タクシーやデマンド交通、各種交通費助成制度の充実を図るなど、障害のある人の交通手段の確保を図ります。

イ 事業者等への理解と協力の呼びかけ

民間事業者等に対し、障害のある人への配慮やバリアフリー化の重要性について理解と協力を求め、建物や設備の整備促進を図ります。

(6) 緊急時・災害時等における安全の確保

<現状と課題>

障害のある人が地域で安心して生活するためには、日常の緊急時や自然災害時に備えた対策に加え、犯罪被害を未然に防ぐための防犯対策が重要です。

体調の急変など緊急時への備えとして、本町では公共施設をはじめ、スーパーや事業所等においてAED(※10)の設置が進められています。また、一人暮らし高齢者等を対象とした「緊急通報システム」の貸与や、住宅の段差解消や手すり設置等に対する「住宅改修費」の給付を行い、日常生活における安全確保に努めています。

地震・風水害・火災などの災害に備えた対策としては、大規模災害発生時の福祉避難所確保のため、平成27年12月に社会福祉法人けやきと、「災害時における福祉避難所の指定等に関する協定」を締結しています。また、令和6年12月に医療法人社団愛陽会と、令和7年1月に医療法人徳洲会と、それぞれ「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結しています。しかしながら、アンケートでは「避難場所で障害への理解が得られるか不安」「避難場所の設備や生活環境が不安」との回答が多く寄せられました。また、「災害時に一人で避難できますか」という問いに対し、「できない」と回答した方が36.8%にのぼっており、避難支援体制の強化が課題となっています。

令和3年の災害対策基本法の改正により、市町村は避難行動要支援者ごとの個別避難計画を作成するよう努めることとされました。本町においても、避難行動要支援者避難支援プランに基づく個別避難計画の整備をさらに進めるとともに、関係機関との連携を強化する必要があります。

防犯対策については、三川駐在所や民生児童委員等の協力により、地域での見守りが行われていますが、障害のある人が犯罪に巻き込まれないよう、防犯体制の確立と防犯意識の向上を図ることが重要です。

これらの取り組みは、障害のある人の安全で安心な生活を支える基盤であり、社会情勢の変化を踏まえながら、継続的かつ計画的に推進していく必要があります。

※10 AED

自動体外式除細動器の略称です。心臓がけいれんし、血液を全身に送り出せなくなる重篤な不整脈(心室細動等)を起こした人に装着し、電気ショックを与えることで正常な心拍の回復を図る救命機器をいいます。

<具体的な施策>

ア 緊急時等に備えた安全の確保

AEDの設置状況の周知を図るとともに、町民等を対象としたAED講習会や救急救命講習の実施を促進し、地域全体での対応力向上に努めます。

イ 災害時に備えた支援体制の確立

避難行動要支援者に配慮した福祉避難所について、対応可能な避難施設のさらなる確保に努めます。

三川町地域防災計画や避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害時の情報伝達、避難誘導、避難方法等について、自主防災会、民生児童委員、障害者団体等と連携し、障害のある人への周知を図ります。

避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、個別避難計画の整備を推進するとともに、その重要性について障害者団体等への周知を図ります。

自主防災会等の協力のもと、障害のある人の避難を想定した訓練や救急救命講習、応急手当講習等の実施を促進します。

ウ 防犯対策の確立

三川駐在所、民生児童委員、社会福祉協議会等と連携し、地域での見守り活動や警戒活動を推進し、事件の未然防止及び再発防止に努めます。

不当な訪問販売や詐欺被害等を未然に防止するため、警察署や障害者団体等と連携した学習会の開催などにより、防犯意識の向上を図ります。

(7) 差別解消・権利擁護・虐待防止の推進

<現状と課題>

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とし、障害を理由とする差別の解消を推進するものです。さらに、令和6年4月の改正法施行により、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化され、社会全体での実践がより一層求められています。

本町においてもこうした法の趣旨を踏まえ、令和3年3月に「三川町障害を理由とする差別解消の推進に関する条例」を施行し、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを進めてきました。条例に基づき、相談対応や啓発活動を実施するとともに、関係機関と連携しながら、合理的配慮の提供の促進や町民への理解啓発に努めています。

一方、アンケート結果では、「障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある」と回答した方が28.3%にのぼり、差別を感じる場面として、「学校・仕事場」「外出先」「住んでいる地域」が多く挙げられました(32%)。引き続き、差別の解消に向けた啓発や相談対応の充実が必要です。

また、障害のある人が地域で生活するためには、日常生活のさまざまな場面での意思決定が必要となります。知的障害や精神障害等により判断能力が十分でない方に対しては、権利擁護制度の活用が重要です。本町では、町と三川町社会福祉協議会が連携し、制度の周知及び利用支援を行っています。

アンケート結果では、「成年後見制度(※11)を知っていますか」という問いに対し、「知っている」と回答した方は27.3%にとどまり、「聞いたことはあるが詳しくは知らない」「知らない」と回答した方が56%となっています。制度のさらなる周知と利用促進が課題となっています。

さらに、障害のある人に対する虐待防止については、障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、関係機関との連携を強化し、未然防止及び早期対応の体制整備を継続していく必要があります。

※11 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人の財産管理や身上保護を支援し、その権利と利益を守ることを目的とする制度をいいます。家庭裁判所の審判により選任された後見人等が、本人に代わって、または本人を支援しながら契約やサービス利用等を行います。

<具体的な施策>

ア 障害を理由とした差別解消の推進

障害者差別解消法及び三川町障害を理由とする差別解消の推進に関する条例に基づき、障害のある人に対する差別的取扱いの防止及び合理的配慮の提供の促進を図ります。

町や社会福祉協議会が発行する広報紙やチラシ、ホームページ等を活用し、障害を理由とした差別の解消及び合理的配慮に関する理解の促進を図り、障害のある人もない人も共に暮らせる社会の実現を目指します。

イ 権利擁護制度の周知・利用の促進

福祉サービス利用援助事業（※12）や成年後見制度等の権利擁護制度について、町と社会福祉協議会が連携し、広報紙やチラシ等を活用した周知を行います。

三川町地域包括支援センターを中核機関として位置づけ、広報活動や相談支援を実施するとともに、町に設置された成年後見制度利用促進協議会において、関係機関との連携強化を図ります。また、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、本人や親族等による申立てが見込まれない場合には、町長申立てにつなげるなど、制度の適切な活用を図ります。

国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の利用促進に関する計画について、令和8年度に策定予定の「三川町地域福祉計画（第5期）」と一体的に策定し、権利擁護制度の利用促進を図ります。

ウ 障害者の虐待防止の推進

地域包括支援センター、障害福祉サービス提供事業所、介護保険サービス提供事業所及び民生児童委員等と連携し、地域における見守り体制の強化を図ります。

虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関との情報共有を通じて適切な支援につなげます。

エ 学校における障害を理由とした差別解消の推進

インクルーシブ教育システムの理念に基づき、障害のある人とない人が共に学ぶ環境づくりを進めるとともに、学校教育における福祉教育を通じて差別のない社会の実現に向けた理解促進に努めます。

※12 福祉サービス利用援助事業

判断能力が十分でないため、自ら適切な福祉サービスを選択することが困難な人に対し、福祉サービスに関する情報提供や利用手続の支援、日常的な金銭管理、通帳や契約書等の書類の保管などを通じて、自立した生活を支援する事業をいいます。本町では、社会福祉協議会が実施しています。

《基本目標》

2 自立と社会参加の促進

《重点目標》

- (1) 療育の充実
- (2) 教育の充実
- (3) 雇用・就労の促進
- (4) スポーツ・レクリエーション活動等の促進
- (5) 障害者団体等への支援と連携強化

(1) 療育の充実

<現状と課題>

障害のある子ども一人ひとりの健やかな成長と発達を促すためには、乳幼児期における障害の早期発見と早期支援が重要です。発達の特性に応じた適切な支援を早い段階から行うことにより、子どもの可能性を広げ、将来の自立や社会参加につなげることが求められています。

本町では、乳幼児健診において発達障害の疑いのある子どもの早期発見に努めているほか、みかわ保育園・幼稚園、いのこ保育園及び三川りっしょう子ども園からの情報提供により、対象児の把握を行っています。そのうえで、保健師や学校支援員等による保護者相談を実施し、必要に応じて児童相談所の精神発達精密検査につなぐなど、対象児及び育児不安を抱える家族への支援を行っています。

今後も引き続き、きめ細かな支援を継続するとともに、発達障害の疑いのある子どもについて、療育・保育・教育を乳幼児期から学齢期まで一貫して支援する体制の強化が必要です。また、子どもの発達能力を最大限に引き出し、可能性を広げていくための適切な療育の充実が求められています。

<具体的な施策>

ア 発達障害の疑いのある子どもの把握と支援

保育園・幼稚園等との連携を強化し、発達障害の疑いのある子どもの早期発見に努めるとともに、対象児及びその家族に対する相談・指導・情報提供等の支援を行います。

言葉の発達に遅れが見られる子どもについては、「ことばの教室（※13）」による指導・訓練につなげ、発達段階に応じた支援を実施します。また、必要に応じて児童相談所の精神発達精密検査等の利用につなぎ、適切な療育支援が受けられるよう調整を図ります。

イ 専門機関や医療機関との連携強化

障害のある子ども一人ひとりの状況に応じた適切な療育を行うため、専門機関や医療機関との連携を強化し、情報共有を図りながら継続的な支援体制の確保に努めます。

※13 ことばの教室

ことばやコミュニケーションに困難があり、そのために本来有している能力を十分に発揮できず、学校生活や社会生活への参加に支障が生じるおそれのある子どもに対し、一人ひとりのニーズに応じた指導を行う教育の場をいいます。この教室では、発音や表現力の向上等の指導に加え、子どもが自分らしさや持っている力を発揮できるよう支援することを目的としています。本町では、横山小学校に開設されています。

(2) 教育の充実

<現状と課題>

本町では、小・中学校に特別支援学級を設置し、個々の障害の程度や発達段階に応じた教育的ニーズに配慮した特別支援教育(※14)を実施しています。また、町特別支援学級支援員を配置し、児童・生徒に対する個別学習指導や教育相談の充実を図っています。さらに、より専門的な教育が必要と判断される児童・生徒については、特別支援学校等への就学に関する助言・指導を行い、適切な教育環境の確保に努めています。

今後も、障害のある児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を継続していく必要があります。また、保育園・幼稚園と小・中学校との連携を強化し、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない教育支援体制のさらなる充実が求められています。

<具体的な施策>

ア 特別支援教育等の充実

障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに配慮したきめ細かな学習指導を行います。

障害の特性や発達段階に応じた特別支援教育を推進するとともに、学校支援員や特別支援学級支援員等の活用により、教育相談及び個別支援体制の充実を図ります。

イ 教育支援のための関係機関の連携

乳幼児期から学齢期まで一貫した教育支援が行えるよう、保育園・幼稚園、小・中学校、教育委員会等と連携し、情報共有や支援体制の充実を図ります。

※14 特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに基づき、その能力や特性に応じた指導及び必要な支援を行う教育をいいます。対象となる障害には、知的障害、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱等のほか、学習障害(LD)、注意欠如・多動症(ADHD)、自閉スペクトラム症(ASD)等が含まれます。

(3) 雇用・就労の促進

<現状と課題>

障害のある人が社会の一員として自覚を持ち、将来にわたり自立した生活を送るためには、経済的基盤となる就労の確保が重要です。「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、法定雇用率の引上げなど制度整備が進み、障害者雇用は増加傾向にあります。依然として雇用環境は厳しく、安定した就労の場の確保は大きな課題となっています。

アンケートでは、「就労支援として何が必要ですか」との問いに対し、「通勤手段の確保」「短時間勤務や勤務日数などの配慮」「上司や同僚に障害への理解があること」と回答した方が84.1%にのびました。働く場の確保だけでなく、職場環境の整備や合理的配慮の提供、通勤支援など、継続して働くための環境づくりが求められています。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、本町においても障害者就労施設等からの物品調達に取り組んできましたが、さらなる取り組みの推進が必要です。

就労に関する相談支援については、県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等が就業相談や職場開拓を行っていますが、関係機関との連携強化により、より効果的な支援体制を構築することが求められています。

<具体的な施策>

ア 雇用機会の拡大と就労の支援

障害のある人の雇用について、公共機関及び民間事業所等に対し理解促進を図るとともに、合理的配慮の提供に関する周知を行い、雇用機会の拡大に努めます。

関係機関と連携し、就労に関する情報提供や相談支援の充実を図り、安定した就労につながる支援を推進します。

イ 工賃向上に向けた支援

就労継続支援事業所等における工賃向上に向け、事業所との情報共有や意識向上を図ります。

農福連携の取り組みを推進し、障害のある人の農業分野での就労機会の創出を図るとともに、将来的な一般就労への移行を視野に入れた支援を行います。

ウ 優先調達の推進

障害者優先調達推進法に基づき、「三川町障害者就労施設等からの物品等調達方針」を策定し、調達目標の達成に向けて全庁的な取り組みを推進します。

(4) スポーツ・レクリエーション活動等の促進

<現状と課題>

障害のある人にとって、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動は、社会参加の促進に資するだけでなく、生活の質の向上を図り、ゆとりと潤いのある生活を送るために重要な役割を果たしています。

本町では、障害の有無にかかわらず、三川町公民館主催の生涯学習事業（町民講座、なの花大学、各種スポーツ大会等）や芸術文化活動、総合型地域スポーツクラブなどを通じ、多くの町民が自主的な活動に取り組んでいます。しかしながら、障害のある人が気軽に参加できる体制は必ずしも十分とは言えず、参加機会の確保や環境整備のさらなる充実が課題となっています。

今後は、障害のある人がさまざまな大会やイベントに参加し、スポーツ・レクリエーションや文化活動に親しむ機会の拡充を図るとともに、「生きがいづくり」や「健康づくり」につながる取り組みを推進していく必要があります。

<具体的な施策>

ア 活動機会の拡充と支援

障害のある人が参加しやすいスポーツや文化活動の推進を図るとともに、その機会の拡充に努めます。

体育施設や文化施設については、バリアフリー化の推進など利用しやすい環境整備に努め、障害のある人の参加を促進します。

(5) 障害者団体等への支援と連携強化

<現状と課題>

本町には、身体障害者福祉協会をはじめとする各種障害者団体が組織されており、会員が抱える課題の解決に向けた活動や、研修会、交流事業、生きがいづくり事業等を実施しています。町及び社会福祉協議会等において、事務的・財政的な支援を行っていますが、構成員の高齢化や新規加入会員の減少といった課題を抱えており、活動の継続と活性化に向けた支援の充実が求められています。

障害のある人の地域生活を支えるうえで、ボランティアの存在は重要です。ボランティア連絡協議会等との連携を図りながら、ボランティアに取り組む町民の増加及び活動分野の拡大を促進し、地域全体で障害のある人を支える体制を強化していく必要があります。

<具体的な施策>

ア 障害者団体等への支援

地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会と連携し、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、ドレミの会等の障害者団体に対し、自主的な活動の継続と発展に向けた支援に努めます。

障害者団体等と連携し、福祉活動や交流事業の充実を図ることで、障害のある人の社会参加及び生きがいづくりを推進します。また、障害者団体及び社会福祉協議会との連携により、団体への加入促進に努めます。

イ ボランティア活動の促進

広報紙やチラシ等を活用し、障害に関するボランティア活動への理解促進を図るとともに、活動機会の周知を行い、社会福祉協議会と連携して活動の充実に努めます。

各種福祉団体や小・中学校との連携により、若い世代を対象としたボランティアに関する学習機会の拡充を図ります。さらに、社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会、中学生・高校生ボランティアサークル「来夢来人」等と連携し、ボランティア活動の場の充実や手話等の講習会への参加促進を通じて、技術や知識を有する人材の育成を図ります。

第5章 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の実施状況については、必要に応じて三川町障害者計画及び障害福祉計画等委員会に報告し、計画の進捗状況を確認します。その際、制度改正や社会情勢の変化等により見直しが必要と認められる場合には、課題を整理し、対応について検討します。また、国の基本指針等を踏まえつつ、計画期間中において大きな変更が生じた場合には、必要な範囲で見直しを行います。

計画の推進にあたっては、目標値の達成状況を把握しながら、適切なサービス提供体制の確保に努めます。

参 考 资 料

アンケート調査の実施結果について

【調査】 令和7年12月25日郵送
令和8年 1月 9日締切

【対象】 町内在住者で障害手帳保持者、
自立支援医療（精神通院）利用者

身体障害者手帳	256名
療育手帳	58名
精神障害者保健福祉手帳	33名
自立支援医療（精神通院）利用者	94名
合計	441名

※重複者がいるため、実際に郵送した
数は385名。

【回答】 209名

【回答率】 54.3%

【その他】 択一方式の設問について、回答割合の合計が100%にならない場合あり。
(回答いただいた内容をそのまま集計しているため。)

みかわまち しょうがいふくし かん ちょうさひょう
三川町 障害福祉に関するアンケート調査票

●問1 お答えいただくのはどなたですか。(〇は1つだけ)

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 本人(障害のある方) | 4. そのほか() |
| 2. 本人の家族 | |
| 3. 家族以外の介助者 | |

※この調査は、ご本人(この調査の対象者：障害のある方)のことを「あなた」とお呼びします。
 ご家族などがご記入される場合も、「あなた」はご本人のこととしてお答えください。

1	2	3	4
69.4%	29.7%	0.0%	0.0%

●問2 あなたの年齢をお答えください。

- | | | | | | |
|----------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 1. 18歳未満 | 2. 18歳～29歳 | 3. 30代 | 4. 40代 | 5. 50代 | 6. 60代 |
| 7. 70歳以上 | | | | | |

1	2	3	4	5	6	7
4.8%	3.3%	6.2%	8.1%	9.6%	12.0%	55.5%

●問3 あなたの性別をお答えください。(〇は1つだけ)

- | | | |
|-------|-------|---------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. そのほか |
|-------|-------|---------|

1	2	3
51.2%	48.8%	0.0%

●問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。(当てはまるものすべてに〇)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 父母・祖父母・兄弟 | 2. 配偶者(夫または妻) |
| 3. 子ども | 4. そのほか() |
| 5. いない(一人で暮らしている) | |

※グループホーム、福祉施設などを利用されている方は、「5. いない」としてください。

1	2	3	4	5
31.1%	38.8%	37.8%	17.2%	16.7%

●問5 あなたが認定を受けている障害等級や種類、自立支援医療（精神通院）、医師から診断を受けているものについて、該当するものを選んでください。（当てはまるものそれぞれに○を1つ）

身体障害者手帳	1級 2級 3級 4級 5級 6級 なし
身体障害の種類	視覚障害 聴覚障害 音声・言語・そしゃく機能障害 肢体不自由（上肢・下肢・体幹） 内部障害
療育手帳	A B なし
精神障害者保健福祉手帳	1級 2級 3級 なし
自立支援医療（精神通院）	受給している 受給していない
医師から診断を受けているもの	発達障害 高次脳機能障害 難病
	受けていない

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

※難病（特定疾患）とは、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病などの原因不明で治療法が確立していない疾病、そのほかの特殊の疾病をいいます。

※高次脳機能障害とは、事故などによる外傷性脳損傷、脳血管障害などにより脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害などの認知障害などをいいます。

	1	2	3	4	5	6	7
問5-1	23.4%	10.0%	7.2%	15.8%	5.3%	8.6%	13.9%
問5-2	1.9%	9.6%	2.4%	30.1%	21.1%	-%	-%
問5-3	6.2%	9.6%	53.1%	-%	-%	-%	-%
問5-4	0.5%	4.8%	2.9%	59.8%	-%	-%	-%
問5-5	16.3%	55.5%	-%	-%	-%	-%	-%
問5-6	11.5%	3.8%	7.2%	62.1%	-%	-%	-%

●問6 あなたは現在、介護保険制度の要介護認定を受けていますか。（○は1つだけ）

1. 受けていない	2. 要支援1	3. 要支援2	4. 要介護1
5. 要介護2	6. 要介護3	7. 要介護4	8. 要介護5

1	2	3	4	5	6	7	8
60.3%	0.5%	4.3%	1.0%	9.6%	1.9%	3.3%	1.9%

●問7 あなたは現在、どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

- | |
|--|
| 1. 一人で暮らしている (→問10へ) |
| 2. 家族と暮らしている (→問10へ) |
| 3. グループホームで暮らしている (→問10へ) |
| 4. 福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている (→問8へ) |
| 5. 病院に入院している (→問8へ) |
| 6. そのほか() (→問10へ) |

1	2	3	4	5	6
10.0%	69.9%	2.4%	3.3%	1.4%	0.5%

●問8 あなたは将来、地域社会の中で生活したいと思いませんか。(〇は1つだけ)

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 今のまま生活したい | 2. グループホームなどを利用したい |
| 3. 家族と一緒に生活したい | 4. 一般の住宅で一人暮らしをしたい |
| 5. そのほか() | |

1	2	3	4	5
10.0%	3.3%	2.9%	0.0%	0.5%

●問9 地域社会で生活するには、どのような支援があれば良いと思いませんか。(当てはまるものすべてに〇)

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1. 在宅で医療ケアなどが適切に受けられること | 2. 障害者に適した住居の確保 |
| 3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること | 4. 機能訓練・生活訓練などの充実 |
| 5. 経済的な負担の軽減 | 6. 相談対応などの充実 |
| 7. 家族の協力や理解 | 8. 地域住民などの理解 |
| 9. コミュニケーションについての支援 | 10. 生活に必要な情報の収集 |
| 11. そのほか() | |

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
7.7%	2.4%	4.3%	3.8%	8.1%	5.7%	5.3%	2.9%	2.9%	3.3%	1.4%

●問10 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(〇は1つだけ)

- | | | | |
|-------|-----------|------------|------------|
| 1. 毎日 | 2. 1週間に数回 | 3. めったにしない | 4. まったくしない |
|-------|-----------|------------|------------|

↓ 問11へ

↓ 問14へ

1	2	3	4
31.6%	40.2%	7.7%	5.3%

●問11 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

1. 父母・祖父母・兄弟	2. 配偶者(夫または妻)	3. 子ども
4. ホームヘルパーや施設の職員	5. そのほかの人	6. 一人で外出する

1	2	3	4	5	6
12.9%	13.9%	7.2%	10.5%	1.9%	35.4%

●問12 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(当てはまるものすべてに○)

1. 通勤・通学・通所	2. 訓練やリハビリ	3. 医療機関への受診
4. 買い物に行く	5. 友人・知人に会う	6. 趣味やスポーツ
7. グループ活動への参加	8. 散歩	9. そのほか()

1	2	3	4	5	6	7	8	9
32.5%	11.5%	52.2%	48.8%	13.9%	12.9%	8.1%	10.5%	4.3%

●問13 外出するときに困っていることは何ですか。(当てはまるものすべてに○)

1. 公共交通機関が少ない	2. バスやタクシーの乗り降りが困難
3. 道路に階段や段差が多い	4. 外出先の建物の設備が不便
5. 介助者が確保できない	6. 外出にお金がかかる
7. 周囲の目が気になる	8. 発作など突然の身体の変化が心配
9. 困ったときにどうすればいいのか心配	10. そのほか()

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
19.1%	9.1%	11.5%	9.1%	6.2%	16.7%	6.2%	14.4%	18.2%	10.5%

●問14 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

1. 会社勤めや自営業、家業などで収入を得て過ごしている(→問15へ)	
2. 福祉施設、作業所などに通っている	3. ボランティアなど収入を得ない仕事をしている
4. 専業主婦(主夫)をしている	5. 病院などのデイケアに通っている
6. リハビリテーションを受けている	7. 自宅で過ごしている
8. 入所している施設や病院などで過ごしている	9. 大学・専門学校・職業訓練校などに通っている
10. 特別支援学校(小中高等部)に通っている	11. 一般の高校、小中学校に通っている
12. 幼稚園、保育所、障害児通所施設などに通っている	13. そのほか()

問16へ ↓

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
18.2%	13.9%	0.5%	9.6%	1.4%	2.9%	33.5%	5.7%	0.5%	1.4%	2.4%	1.4%	1.9%

●問15 あなたは、どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1. 正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない | 2. 正職員で短時間勤務などの配慮がある |
| 3. パート・アルバイトなどの非常勤・派遣職員 | 4. 自営業・農林水産業など |
| 5. そのほか() (いずれの回答も 問17へ) | |

1	2	3	4	5
9.6%	0.0%	3.8%	4.8%	1.4%

●問16 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-----------|-------------|----------------|
| 1. 仕事をしたい | 2. 仕事をしたくない | 3. 仕事をするのができない |
|-----------|-------------|----------------|

1	2	3
26.8%	9.6%	39.7%

●問17 あなたは、収入を得る仕事をするために、職業訓練を受けたいと思いますか。

(○は1つだけ)

- | | | |
|-------------|---------|---------------------|
| 1. すでに受けている | 2. 受けたい | 3. 受けたくない(受ける必要はない) |
|-------------|---------|---------------------|

1	2	3
3.3%	13.4%	61.2%

●問18 あなたは、障害者の就労支援として、何が必要だと思いますか。

(当てはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------|
| 1. 通勤手段の確保 | 2. 職場におけるバリアフリーなどの配慮 |
| 3. 短時間勤務や勤務日数などの配慮 | 4. 在宅勤務の拡充 |
| 5. 上司や同僚に障害者の理解があること | 6. 職場で介助や援助などが受けられること |
| 7. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 | 8. 企業ニーズに合った就労訓練 |
| 9. 仕事についての職場以外での相談対応、支援 10. そのほか() | |

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
28.2%	15.3%	23.4%	18.2%	32.5%	19.6%	13.4%	9.1%	16.3%	4.8%

●問19 あなたは、福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。
 (当てはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| 1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオ | 2. 「広報みかわ」や三川町のホームページ |
| 3. インターネット | 4. 家族や親せき、友人・知人 |
| 5. 計画相談支援事業所の相談支援専門員 | 6. 町役場などの行政機関 |
| 7. かかりつけの医師や看護師 | 8. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー |
| 9. 情報が得られない | 10. そのほか () |

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
25.4%	47.4%	13.4%	19.6%	11.5%	29.2%	20.6%	15.8%	5.3%	1.9%

●問20 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-------|---------|---------------|
| 1. ある | 2. 少しある | 3. ない (→問22へ) |
|-------|---------|---------------|

↓ 問21へ

1	2	3
12.0%	16.3%	54.1%

●問21 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(当てはまるものすべてに○)

- | | | | |
|--------------|------------|-------------|-------------|
| 1. 学校・仕事場 | 2. 仕事を探すとき | 3. 外出先 | 4. 余暇を楽しむとき |
| 5. 病院などの医療機関 | 6. 住んでいる地域 | 7. そのほか () | |

1	2	3	4	5	6	7
9.1%	2.4%	12.9%	4.3%	5.7%	10.0%	2.4%

●問22 ^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度を知っていますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|----------|----------------------|---------|
| 1. 知っている | 2. 聞いたことはあるが詳しくは知らない | 3. 知らない |
|----------|----------------------|---------|

※成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などの理由により、判断能力が十分ではない方の財産や権利を守るための制度です。本人が不利益を受けないように、家庭裁判所に選任された成年後見人^ほや保佐人^さなどが本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きを行います。

1	2	3
27.3%	26.3%	29.7%

●問23 あなたは、成年後見制度の必要性を感じていますか。(○は1つだけ)

1. 感じている 2. 感じていない 3. 分からない

1	2	3
21.1%	33.0%	27.3%

●問24 あなたは、成年後見制度の利用を考えていますか。(○は1つだけ)

1. 考えている 2. 考えていない 3. 分からない

1	2	3
4.8%	47.8%	29.2%

●問25 災害が発生したときの避難場所を知っていますか。(○は1つだけ)

1. 知っている 2. 知らない

1	2
60.8%	23.9%

●問26 あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

1. できる 2. できない 3. 分からない

1	2	3
34.4%	36.8%	14.4%

●問27 家族が不在の場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)

1. いる 2. いない 3. 分からない

1	2	3
28.2%	26.8%	25.8%

●問28 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。(当てはまるものすべてに○)

1. 投薬や治療が受けられない	2. 補装具や日常生活用具の使用や入手が困難になる
3. 救助を求めることができない	4. 安全な場所まで迅速に避難することができない
5. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない	6. 周囲とコミュニケーションが取れない
7. 避難場所の設備や生活環境が不安	8. 避難場所で障害の理解が得られるか不安
9. 特にない	10. そのほか()

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
45.5%	20.6%	21.1%	33.5%	15.3%	19.6%	38.8%	27.8%	12.0%	1.9%

●問29 あなたは、災害時や緊急時にどのような方法で地域の情報を入手していますか。
(当てはまるものすべてに○)

1. テレビ・ラジオ	2. インターネット	3. 三川町ホームページ
4. 三川町公式SNS	5. 緊急速報メール（エリアメール）	6. 家族や親せき、友人・知人
7. 民生委員や自治会長	8. 特にない	9. そのほか()

1	2	3	4	5	6	7	8	9
69.9%	21.5%	16.7%	6.7%	33.5%	40.2%	6.2%	2.4%	3.3%

【意見記入欄】

※自由記入の回答については、一部内容を整理・要約しております。

また、個人が特定されるような記述については、記載を控えさせていただきます。
ご了承ください。

●移動、外出について

- ・デマンドタクシーで、鶴岡や酒田の病院まで行けるようにしてほしい。
- ・公共交通機関の充実や、バス代の無料化をお願いしたい。
- ・通院の交通費補助（タクシー代金）を希望する。
- ・移動スーパーが欲しい。

●心配、不安等について

- ・保護者の私が70代のため、これからが心配です。
- ・介護施設のケアマネージャーとの話し合いがうまくいかない時があり、経済的にも大変になってきている時もある。

●町への要望について

- ・オムツの支給について、元々足りなかったのですが、1～2年前位に単価が値上がりし、ま

すます不足の状況になっております。値上げ前の枚数を確保できるくらいの、支給額の値上げを検討していただきたいです。

- 災害時のストーマや内服薬を余分に準備はしているが、万が一の際支給はあるかや、自分に合ったストーマを支給してもらえるのか不安です。災害時、トイレやストーマのにおいも気になるので、においケアに関する物も支給していただくとありがたいなと思います。
- 受給者証の更新お知らせがあると、忘れずに手続きに行くことができるかと思えます。
- 制度の申請手続きが簡略化、時間の短縮化されることを希望します。
- 障害福祉サービスの種類が多く、利用の仕方や利用資格がわかりにくい。専門の方に教えていただかないと、利用できていないことが多いような気がします。何か良い方法はないでしょうか？
- 障害者手帳の交付や、助成金などの手続きで役場の福祉課で手続きをすることが多いのですが、福祉課の方が手続きの内容や流れを把握してないのでは？と感じます。以前担当されていた方よりも、非常に段取りが悪く時間がかかることが気になります。こちら時間も作り、必要書類を揃えて出向いているわけなので、もっとスムーズに手続きをしていただきたいです。
- 最近耳が遠くなり、人との会話やテレビの聞き取りも大変で困っております。難聴の高齢者は一般の方々よりも早く認知症になると、新聞やテレビで報道されています。このうえ認知症になったら大変で、生きる望みもありません。補聴器を使用したいのですが、高価で手もでません。何とぞ、この様な方々に補聴器購入の助成はないものでしょうか。助成をよろしくお願いします。
- 身体保護用品の見積書を取っているが、用品会社特価そのもので見積書を取っているようであるが、もう少し考えるべきではないか。
- 選挙の投票で、この人には障害があります的な目印があっても良いと思う。知的障害を持っていると書き方が分からずにもたもたしてしまう。それを(書き方を教えているだけなのに)『相談しないでください』と強い口調で注意され、ものすごく不快な思いをした。それなら投票権などいらぬ。もう少し障害者、その家族が暮らしやすい地域であって欲しい。
- 防犯無線の広報担当者の交替について。当地域でも昨年秋の熊出没以降、防災無線での広報が度々行われているが、話し方が大変下手で聞きづらい。こもった声質、不要な声の高低と考えられないレベルである。私も元公安職の公務員で広報の仕事もしてきたが、公的な広報施設の業務には、それなりの責任も当然出てくるはずである。適切な能力、資質のある者に交替するか、専門職によるアナウンスの教養を実施するなどして対応されることを強く望む。
- 図書館が2階で利用できない。
- 特にはありませんが、国民健康保険税の支払いをもう少し優遇していただきたい。
- 自動車税や燃料費の補助など、毎年助かっております。ありがとうございます。三川町や庄内全域の障害者の求人など、積極的に広報に載せていただけると嬉しいです。
- 今一番困っているのは、冬期においてブルトーザが除雪で車庫の前にどっさり雪をおいて行き、老夫婦で後片付けをしないと車が出せなくなり、雪かきがしんどいです。我が家の後ろの道路にはラッセル車が来て除雪して行くため、家の前はそのまま走行。ブルトーザではなくラッセル車にならないのかと思っている次第です。その点、障害がある者としてお願い申

上げます。

- 今の状況で充分満足していますので、今後とも末永くよろしく願いいたします。
- 役場の方々には諸所の手続等で大変お世話になり、良くしてもらっていると常々思います。今後病気が進行し、身体が今以上に不自由になれば考え方も変わって来るかと思いますが、現時点ではこれ以上行政の方々には希望することは、特にございません。

●アンケート自体について

- 難しいアンケートでした。とても悩みました。知的障がいの本人の意向を尊重したら、どれもできない、分からない、知らないになってしまいますが、記入している家族介護者は分かっている事はどのように答えれば良かったのか？必要なものなどはすべて家族介護者の意向になってしまいました。それでも、あてはまらないなあ〜と思う問いもありました。そもそも、毎回すべての障がい者に同じ内容のアンケートを出しているのだとしたら、本当にそれで良かったのでしょうか？

●その他

- 物価高のため、年金を数万円増やしてほしい。
- 年金を受けとっており大変助かっている。
- ケアマネさんから良くしてもらっています。
- 参加できるようなゲームや、いろんなイベントがあればいいなと思います。
- つくしの会の会員ですが、今後の事を考えるとどこまで出来るかが不安です。もっと若い人が会員になってくれるとありがたいです。前職の時、平成12年に母のためと思い介護の資格を取りました。酒田・鶴岡の介護施設で15年位ボランティアをさせていただきました。若い人にボランティアに参加していただければ良いと思います。
- 町内会の係や役員など、「医師の判断により『できない』」旨を伝えても通じない。嫌がらせや無視を受ける。
- お菓子など買うチャンスが欲しい。近くに身内もいないので、面会も差し入れもないので食べたいお菓子も無理なので、なんとかして欲しいです。
- 酒田市の障害福祉サービス事業所は、駅前やスーパーの近くにアパートタイプの住まいを確保している。三川町なら猪子、いろり火の里周辺に建設してはどうか？

三川町障害者計画及び障害福祉計画等委員会委員名簿

(任期: 令和7年4月1日～令和9年3月31日)

番号	選出区分	氏名	備考	所属等
1	民生委員・児童委員	鈴木良子	○	民生児童委員協議会
2	福祉団体	小林智子		ボランティア連絡協議会
3	福祉団体	砂田恵子	○	保健委員協議会
4	障害者団体	佐藤広希	○	身体障害者福祉協会
5	障害者団体	木村康雄		手をつなぐ育成会
6	障害者団体	吉村里沙	○	ドレミの会
7	福祉事業者等	飯野輝子		NPO 法人はんどめいど糸蔵楽
8	福祉事業者等	本多一明		社会福祉法人けやき
9	福祉事業者等	松澤透		三川町社会福祉協議会
10	有識者	錦織靖		医療法人社団愛陽会三川病院
11	町職員	加藤恵美	○	子育て支援室

※○は新任委員

事務局

職名	氏名
健康福祉課長	齋藤一哉
健康福祉課長補佐(健康担当)	佐藤潮
福祉介護支援係長	鈴木拓也
福祉介護支援係 主事	富田莉生

三川町障害者計画(第6期)

令和8年3月

編集 三川町健康福祉課

発行 三川町

〒997-1301

山形県東田川郡三川町大字横山字西田 85

TEL 0235-66-3111 (代)

0235-35-7030 (直)

FAX 0235-66-3139

E-mail fukushi@town.mikawa.yamagata.jp